

茨城県後期高齢者医療広域連合出前講座実施要綱

平成 19 年 5 月 1 日

告示第 54 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 告示第 29 号

改正 令和 6 年 3 月 14 日 告示第 19 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民（法人及び各種団体を含む。以下「住民等」という。）が主催する集会等に、茨城県後期高齢者医療広域連合事務局職員（以下「職員」という。）が出向き、行政情報の提供や専門知識を生かした講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、後期高齢者医療制度に対する理解と関心を深めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 出前講座の対象は、住民等が主催して実施する参加人数がおおむね 20 名以上の集会等であって、営利を目的としないものとする。

(内容)

第 3 条 出前講座の内容は、後期高齢者医療制度に関するものとする。

(開催時間及び場所)

第 4 条 出前講座は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）第 1 条に規定する休日以外の日に開催するものとし、開催時間は、午前 10 時から午後 9 時までのうち、おおむね 2 時間以内とする。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 出前講座の開催場所は、茨城県内に限るものとする。

3 出前講座に係る施設の使用及び運営については、出前講座を受講しようとする者（以下「申込者」という。）の責任においてこれを行うものとする。

(申し込み)

第 5 条 申込者は、原則として集会等を開催しようとする日の 14 日前までに、文書により茨城県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に申し込みを行うものとする。

(実施の制限)

第 6 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動に利用するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の目的に著しく反していると認められるとき。

(変更等)

第7条 申込者は、開催日時、場所等の変更をするとき、又は出前講座を中止するときは、直ちに広域連合長に報告しなければならない。

(経費負担)

第8条 出前講座の開催場所の設営に要する費用及び有償の資料については申込者の負担とする。ただし、職員の出前講座への派遣に要する費用は、無償とする。

(結果報告等)

第9条 出前講座において説明を行った職員は、当該講座終了後速やかに、広域連合出前講座実施報告書(別記様式)を、広域連合長に提出しなければならない。

2 出前講座において出席者から提出された意見等は、総務課が申込者を通じ、文書をもって回答する。ただし、簡易な事項については、この限りではない。

(庶務)

第10条 出前講座の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関して必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月1日より適用する。

附 則(平成21年告示第29号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第19号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

広域連合出前講座実施報告書

説明者職氏名			
報告者職氏名			
事業実施概要			
集会等の名称			
開催日時	年	月	日 午 時から 午 時まで
開催場所及び出席人数			人
出前講座のテーマ			
主な質疑・意見			
今後の対応			

(記入上の注意)

- 1 この報告書に、使用した資料を1部添付すること。
- 2 質疑・意見についての事後処理は、漏れなく行うこと。
- 3 今後の対応については、関係課と調整し、記載すること。